【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出日】 2025年11月6日

【中間会計期間】 第117期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 玉井商船株式会社

【英訳名】 TAMAI STEAMSHIP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清 崎 哲 也

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦三丁目2番16号

【電話番号】 (03)5439 - 0260(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 松本 和成

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦三丁目2番16号

【電話番号】 (03)5439 - 0260(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 松本 和成

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第116期 中間連結会計期間	第117期 中間連結会計期間	第116期
会計期間		自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
営業収益	(千円)	2,780,650	2,473,836	5,389,052
経常利益又は経常損失()	(千円)	448,636	23,245	888,737
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益	(千円)	367,380	3,018	2,095,920
中間包括利益又は包括利益	(千円)	339,637	91,675	2,087,952
純資産額	(千円)	7,558,667	9,243,828	9,306,914
総資産額	(千円)	11,778,005	13,417,061	12,647,857
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	190.33	1.56	1,085.86
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	63.8	68.6	73.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	48,629	360,695	1,282,427
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	8,981	2,687,493	1,660,863
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	332,696	655,338	1,296,009
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	2,124,649	2,462,474	4,185,775

⁽注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

² 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当中間連結会計期間における当社グループを取り巻く事業環境は、トランプ関税による景気下押し懸念が拡大する中、穏やかながらも世界経済は底堅い成長を維持しています。しかしながら、政府主導の景気刺激策をするも不動産不況が長期化している中国経済、地政学的混乱が続くウクライナや中東情勢等、多くの懸念材料を抱え依然として先行き不透明な状況が続いています。

日本経済は、米価をはじめ物価上昇の影響により消費者マインドに弱さが見られますが、人手不足を背景に大企業を中心にハイレベルでの賃金上昇が見られ、雇用環境の改善が継続、インバウンド需要の回復と個人消費にも支えられ、穏やかながらも景気回復が継続されました。

2025年7~9月期の外航ドライバルク船市況は、中国の粗鋼生産の回復、中国の南米産大豆の買い込み、堅調なマイナーバルクの荷動き、アジアの猛暑の影響による中国・日本・韓国・台湾の石炭輸入の増加により大きく上昇した3ヶ月でした。

今後の外航ドライバルク船市況の展望は、年末にかけて米中の関税合戦の煽りからくる配船の非効率で例年より高く推移すると思われます。ですが中国の製造業は堅調な伸びを維持しており、マイナーバルクの荷動きは底堅いようにはみえますが、中国政府は需給のバランスの改善を掲げていることから、この点は注意が必要です。

以上のような状況において、地政学的リスク及び環境変動に対応した航路選定・バラスト航海短縮による効率的配船・海運市況変動リスクの低減に努め、新規契約に鋭意努力し、将来を見据えた事業展開を図ってまいります。

この結果、営業収益は2,473百万円(対前中間連結会計期間比 306百万円、11.0%減)、営業利益は54百万円(同 391百万円、87.8%減)、経常損失は 23百万円(前年同期は、448百万円の経常利益)、親会社株主に帰属する中間純利益は3百万円(同 364百万円、99.2%減)となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

・外航海運業

支配船舶による北米からの輸入穀物や南米からの水酸化アルミの輸送を行い、運航採算の向上に努めるとともに一部支配船舶の短期貸船により、安定収益の確保を図りました。

営業収益は、前中間連結会計期間に比べ貨物輸送から短期貸船への比率が高まり、新造船竣工までの期間において稼働隻数が減少し、マーケットが低調に推移した結果、1,922百万円(対前中間連結会計期間比 298百万円、13.4%減)となりました。また、営業費用は、外部からの短期用船による借船料の増加や一部の船舶において中間検査に伴い船費の増加により全体として増加しました。この結果、215百万円の営業利益(同 422百万円、66.2%減)となりました。

内航海運業

定期用船1隻による水酸化アルミなどの輸送を行い、安全輸送と効率配船に努めるとともに、所有船2隻の定期貸船により安定収益の確保を図りました。また船員を他社へ融通し派遣業収入を得ました。

船員を他社へ融通し派遣業収入が増加したものの、一部の船舶において定期貸船が終了した影響で、営業収益は489 百万円(対前中間連結会計期間比 12百万円、2.4%減)となりました。営業費用は、一部の船舶において定期借船が 終了した影響で全体として減少した結果、59百万円の営業利益(同5百万円、10.4%増)となりました。

· 不動産賃貸業

不動産賃貸業は、堅調に推移し営業収益は、61百万円(対前中間連結会計期間比3百万円、6.5%増)、営業利益は、20百万円(同10百万円、99.9%増)となりました。

(注)営業利益は配賦不能営業費用(240百万円)控除前のものです。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ769百万円増加し、13,417百万円となりました。 主な内容は、流動資産が主に現金及び預金の減少などにより1,746百万円減少し、固定資産が主に船舶の増加などにより2,515百万円増加したことによるものです。負債は4,173百万円となり、前連結会計年度末に比べ832百万円の増加となりました。これは、流動負債が主に1年内返済予定の長期借入金や海運業未払金の増加などにより72百万円増加し、固定負債が、長期借入金の増加などで759百万円増加したことによるものです。

純資産は、親会社株主に帰属する中間純利益3百万円、剰余金の配当154百万円などにより株主資本の減少151百万円、その他有価証券評価差額金の増加によるその他の包括利益累計額合計の増加86百万円などにより、前連結会計年度末に比べ63百万円減少し、9,243百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、営業活動の結果得られた 資金360百万円、投資活動の結果使用した資金2,687百万円、財務活動の結果得られた資金655百万円などを加減算し た結果、前連結会計年度末に比べ1,723百万円減少し、2,462百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は、360百万円(前中間連結会計期間は48百万円の支出)です。これは、税金等調整前中間純損失17百万円に、減価償却費357百万円などの非資金費用の調整などがあり、棚卸資産の減少額64百万円、仕入債務の増加額62百万円などの増加項目、契約負債の減少額115百万円、その他の資産の増加額50百万円などの減少項目を加減した結果によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は、2,687百万円(前中間連結会計期間比2,678百万円の支出増)です。これは、主に有形固定資産の取得による支出2,756百万円などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は、655百万円(前中間連結会計期間は332百万円の支出)です。これは、主に長期借入れによる収入930百万円や配当金の支払額153百万円などの結果によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5)財務及び事業の決定を支配する方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、Sun You Ning (ソン ユウ ニン)氏(以下「Sun氏」といいます。)が、当社株券等を急速かつ大量に買い集めている状況等を踏まえ、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2025年7月14日、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されているものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同号口(2))として、Sun氏による当社株券等を対象とする本株式買集め及び Sun氏による当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応策(以下「本対応方針」といいます。)を導入することを決議いたしました。

本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを含む大規模買付行為等への対応に主眼をおいて導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものです。なお、本対応方針の導入につきましては、独立社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により決議されており、独立社外監査役1名を含む当社監査役全員が同意しております。

[会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針]

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為等が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為等又はこれに関する提案の中には、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものや、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。

したがって、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等に必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであり、当社取締役会といたしましては、大規模買付者が大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えています。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を開催します。株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には(当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。)、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

したがって、本対応方針に基づく対抗措置(具体的には新株予約権の無償割当て)は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が予め定めた対抗措置の発動に至るまでの手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

[基本方針の実現に資する取り組み]

イ. 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み 経営の基本方針 当社は、「国内及び国際海上輸送を通じて社会に貢献します」という経営理念を掲げ、以下の経営方針の下、所有船舶の安全運航を第一の課題として位置付け、船舶管理を徹底する等、効率的な運航管理に日々努めています。

- 1.企業は株主・取引先・従業員・地域社会がその存在基盤であるとの認識の下、調和のとれた経営を行い、社会的に尊敬に値する企業を目指す。
- 2. 永年培った海運技術及びノウハウの蓄積と展開により、様々なニーズに柔軟に対応することで顧客に信頼される特色ある優良企業を目指す。
- 3.安定的に企業価値を高め、期待される株主利益を創出していくために、外部環境の変化に即応しつつ、投下資本全体に対する効率性を追求していく。
- 4.法令及び社会的規範を遵守し、公正かつ透明な事業活動を行う。広く社会とのコミュニケーションに努め、企業情報を公正に開示する。
- 5.安全運行の徹底及び海洋・地球環境の保全に努める。

当社グループは、上記経営方針の下、顧客のニーズに応じた中長期的な運送事業契約の獲得及び顧客・時代・ 社会の要求に適う船舶の建造並びに海運市況及び経営環境を踏まえた海運業への再投資を通じて、地球上の資源 の偏在を解決することによって、国内及び国際海上輸送を通じた社会貢献を実現し、中期的な成長と企業価値向 上を目指してまいります。

経営方針を具現化するための中期経営計画

当社は、経営理念の実現に向けて、2024年7月23日に、「中期経営計画(2025/3月期~2027/3月期)」を公表しています。中期経営計画においては、当社を取りまく事業環境を踏まえて、国内・国際海上運輸の更なる実現に向けた船舶のリプレイス・純増の継続的実行を通じて、国内及び国際海上運輸を通じた社会貢献を実現するため、全社戦略及び事業戦略を策定しています。当社は、これら全社戦略及び事業戦略を実行することにより、ROE 5~10%の維持及びEBITDA 10億円程度の維持を目指すとともに、流動比率200%以上を維持し、継続的な投資の実行を目指してまいります。また、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つと位置づけ、上記利益目標及び財務目標の達成とともに、配当性向20%以上を目指してまいります。また地球温暖化・環境問題が一段とクローズアップされる現代において、戦略に基づいた企業活動を通じて社会的課題に対して真摯に取り組み、ESG経営を通じて、SDGS達成を目指すとともに、長期的な企業価値向上と持続的成長を目指してまいります。

口.コーポレートガバナンスに関する取組み

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、海運という業務の公共性をより一層認識し、より社会から信頼される企業であり続けることが、株主・顧客・従業員等に対する企業価値を高めていく最重要課題であると考え、コーポレートガバナンスの強化、 充実に取り組んでいます。

企業統治体制の概要

当社は、機関設計として監査役会設置会社を採用しています。経営に関する重要な業務執行の決定機関、経営 監視機関として取締役会及び監査役会を位置付けているほか、経営会議及び幹部会議を設けています。取締役会 は1~3か月毎に開催され、重要事項の決定、業務執行の監督が行われています。取締役会の補完的役割を果た すため、経営会議(取締役会の一部権限委譲の下、常勤取締役3名で構成され、常勤監査役も出席していま す。)が必要に応じて開催され、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定ができる体制をとっています。ま た、常勤役員及び部長等が出席する、幹部会議を毎月開催し、業務報告及びその検証並びに経営方針の徹底を行 なっています

当社の監査体制としては、定期的に開催される監査役会において実施する、監査計画に基づく適正な監査活動を実施するとともに、代表取締役社長直属の組織である内部統制室による各部に対しての内部監査を少なくとも3か月毎に1回行っています。さらに、当社及び当社グループの内部統制を推進するため、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し内部統制の充実・強化に努めています。

また、当社役員は、社外役員がその過半数(取締役7名のうち4名(うち独立社外取締役2名))、監査役3名全員(うち独立社外監査役1名)を占め、独立した立場で取締役の業務執行の監督を行っていることに加え、指名・報酬等の重要な事項の検討や決定に関しても独立社外取締役が適切に関与・助言していることから、これらに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分に担保されています。

[基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み]

イ. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるに当たっての判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えています。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるに当たっての判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えています。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、本対応方針を決定します。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えています。

それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

従いまして、当社取締役会は、本対応方針が株主の共同利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を 目的とするものではないと判断しています。

口. 本対応方針に係る手続

前述のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるに当たっての判断は、最終的には、 株主の皆様によってなされるべきものと考えています。そのため、株主意思確認総会により株主の皆様のご承認が得 られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の 最大化を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるに当たり、株主の皆様のご意思を確認することとしていますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、予め定めた手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

八.独立委員会の設置

当社は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止して、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置しています。独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員に事故があるとき、あるいは、その他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

二.対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的 行使条件等及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適 格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨 の取得条項等が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、新株予約権の無償割当ての方法(会 社法第277条以下)により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります。

ホ. 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の割合は、一定程度希釈化されることとなります。

へ. 本対応方針の廃止の手続及び有効期間

本対応方針は2025年7月14日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、2026年6月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。但し、2026年6月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを含む大規模買付行為等への対応に主眼を置いて導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されていません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(8) 主要な設備

当中間連結会計期間に在外子会社において以下の設備を取得いたしました。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	取得年月
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	リベリア	外航海運業	58,628トン型 撒積運搬船	2025年 6 月

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,040,000
計	7,040,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,932,000	1,932,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であ ります。
計	1,932,000	1,932,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年 9 月30日		1,932,000		702,000		114

(5) 【大株主の状況】

2025年 9 月30日現在 発行済株式 (自己株式を 所有株式数 除く。)の 氏名又は名称 住所 総数に対する (株) 所有株式数 の割合(%) MARGOLIOUTH ROAD, SINGAPORE SUN YOU NING (東京都千代田区 200,000 10.36 (常任代理人:株式会社三菱UFJ銀行) 丸の内1丁目4番5号) 日本軽金属株式会社 東京都港区新橋 1丁目 1番13号 196,800 10.19 大佐古 幸典 福岡県大牟田市 96,500 4.99 あいおいニッセイ同和損害保険 東京都渋谷区恵比寿 1 丁目28番 1 号 95,100 4.92 株式会社 5 TH FL.ANDERSON SQUARE BULDG.64 HIBIKI PATH AOBA FUND SHEDDEN RD, GRAND CAYMAN, KY1-1206, 77,700 4.02 (常任代理人:株式会社みずほ銀行) CAYMAN ISLANDS (東京都港区港南2丁目15-1) PBG CLIENTS SG 300 TAMPINES AVE 5,#07-00, TAMPINES (常任代理人:シティバンク、 JUNCTION SINGAPORE 52,300 2.70 エヌ・エイ東京支店) (東京都新宿区新宿6丁目27番30号) 西 將弘 千葉県松戸市 52,000 2.69 ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH INTERACTIVE BROKERS LLC CONNETICUT 06830 USA (常任代理人:インタラクティブ 51,200 2.65 (東京都千代田区 ・ブローカーズ証券株式会社) 霞が関3丁目2番5号) PB NOMINEES LIMITED 1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED NOMURA OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) 45,000 2.33 (常任代理人:野村證券株式会社) (東京都中央区日本橋1丁目13-1) 乾汽船株式会社 東京都中央区勝どき1丁目13番6号 40,600 2.10

(注)2025年10月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ひびき・パース・アドバイザーズ(Hibiki Path Advisors Pte.Ltd.)が以下の株式を所有している旨が記載されているものの、2025年9月30日現在における同社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記株主の状況には含めておりません。

907,200

47.00

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

計

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合(%)
ひびき・パース・アドバイザーズ (Hibiki Path Advisors Pte.Ltd.)	9 Raffles Place #26-01, Republic Plaza Singapore	122,600	6.35

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

		-	2020 1 2 7 3 0 0 日 7 8 区
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式 等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式 等)	(自己保有株式) 普通株式 1,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,922,800	19,228	
単元未満株式	普通株式 7,400		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,932,000		
総株主の議決権		19,228	

- - 2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式74株が含まれております。

【自己株式等】

2025年 9 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 玉井商船株式会社	東京都港区芝浦3-2-16	1,800		1,800	0.09
計		1,800		1,800	0.09

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1.中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)並びに「海運企業財務諸表準則」(昭和29年運輸省告示第431号)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、OAG監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

	前中間連結会計期間	(単位:千円) 当中間連結会計期間
	(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
海運業収益	2,723,275	2,412,732
海運業費用	1 2,024,098	1 2,130,591
海運業利益	699,177	282,140
その他事業収益	57,374	61,104
その他事業費用	26,016	21,597
その他事業利益	31,357	39,507
営業総利益	730,534	321,647
一般管理費	2 284,625	2 267,119
	445,909	54,528
营業外収益 一		
受取利息	1,226	3,533
受取配当金	20,812	22,508
その他営業外収益	22,873	6,376
三 一 一 一 一	44,912	32,418
営業外費用	<u> </u>	·
支払利息	15,608	12,487
為替差損	16,076	62,392
燃料油壳却損	7,259	34,209
その他営業外費用	3,240	1,103
三 一 一 一 一 一	42,185	110,193
経常利益又は経常損失()	448,636	23,245
特別利益		
投資有価証券売却益		51,106
一 特別利益合計		51,106
特別損失		·
投資有価証券売却損		131
ゴルフ会員権売却損	2,744	
アドバイザリー費用		₃ 44,979
一 特別損失合計	2,744	45,111
- 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純 損失()	445,892	17,251
法人税、住民税及び事業税	69,579	27,268
法人税等調整額	8,422	48,259
法人税等合計	78,002	20,991
中間純利益	367,889	3,739
非支配株主に帰属する中間純利益	509	721
親会社株主に帰属する中間純利益	367,380	3,018

【中間連結包括利益計算書】

		(単位:千円)_
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	367,889	3,739
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	28,252	87,935
その他の包括利益合計	28,252	87,935
中間包括利益	339,637	91,675
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	341,618	89,928
非支配株主に係る中間包括利益	1,980	1,746

(2) 【中間連結貸借対照表】

(2) 【中间连编具旧对照衣】		
		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,185,775	2,462,474
海運業未収金及び契約資産	156,308	153,033
貯蔵品	365,962	301,560
その他流動資産	178,035	222,474
流動資産合計	4,886,082	3,139,543
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	4,516,220	8,488,748
建物(純額)	157,734	153,408
器具及び備品(純額)	8,667	11,567
土地	167,363	167,363
建設仮勘定	1,577,022	
その他有形固定資産(純額)	12,745	19,726
有形固定資産合計	6,439,753	8,840,813
無形固定資産	8,019	7,111
投資その他の資産		
投資有価証券	1,126,569	1,240,035
退職給付に係る資産	90,726	93,72
繰延税金資産	18,177	18,812
その他長期資産	78,528	77,020
投資その他の資産合計	1,314,002	1,429,593
固定資産合計	7,761,775	10,277,518
資産合計	12,647,857	13,417,061

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	214,990	277,560
1年内返済予定の長期借入金	206,226	312,351
未払法人税等	29,227	27,674
契約負債	281,858	165,911
賞与引当金	34,093	33,663
その他流動負債	67,973	90,110
流動負債合計	834,368	907,271
固定負債		
長期借入金	1,307,189	2,011,263
繰延税金負債	908,718	902,797
特別修繕引当金	98,340	147,952
退職給付に係る負債	72,401	80,478
資産除去債務	14,763	14,763
その他固定負債	105,160	108,706
固定負債合計	2,506,573	3,265,961
負債合計	3,340,942	4,173,233
純資産の部		
株主資本		
資本金	702,000	702,000
資本剰余金	373,529	373,529
利益剰余金	7,685,445	7,534,051
自己株式	2,312	2,377
株主資本合計	8,758,662	8,607,203
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	505,020	591,930
その他の包括利益累計額合計	505,020	591,930
非支配株主持分	43,232	44,694
純資産合計	9,306,914	9,243,828
負債純資産合計	12,647,857	13,417,061

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:千円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 ()	445,892	17,251
減価償却費	408,467	357,687
賞与引当金の増減額(は減少)	253	430
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3,720	5,079
特別修繕引当金の増減額(は減少)	209,432	49,612
受取利息及び受取配当金	22,038	26,042
支払利息	15,608	12,487
為替差損益(は益)	13,104	51,841
投資有価証券売却損益(は益)		50,974
ゴルフ会員権売却損	2,744	
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	134,934	3,274
棚卸資産の増減額(は増加)	37,087	64,401
その他の資産の増減額(は増加)	705,424	50,075
仕入債務の増減額(は減少)	130,563	62,570
契約負債の増減額(は減少)	156,509	115,946
その他の負債の増減額(は減少)	81,996	21,916
その他	7,258	180
小計	66,879	368,331
利息及び配当金の受取額	22,038	24,272
利息の支払額	15,453	9,747
法人税等の支払額	122,093	22,160
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,629	360,695
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	12,595	2,756,148
投資有価証券の売却による収入		67,147
貸付金の回収による収入	1,560	1,600
その他	2,054	92
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,981	2,687,493
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入		930,000
長期借入金の返済による支出	175,712	119,800
配当金の支払額	153,565	153,523
非支配株主への配当金の支払額	58	58
その他	3,360	1,279
財務活動によるキャッシュ・フロー	332,696	655,338
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,104	51,841
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	403,411	1,723,301
現金及び現金同等物の期首残高	2,528,061	4,185,775
現金及び現金同等物の中間期末残高	2,124,649	2,462,474

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

1 海運業費用に含まれる引当金繰入額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
賞与引当金繰入額	18,137千円	19,392千円
特別修繕引当金繰入額	21,093 "	49,612 "

2 一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
役員報酬	69,300千円	62,640千円
従業員給与等	74,462 "	76,714 "
賞与引当金繰入額	14,145 "	14,271 "
退職給付費用	11,076 "	2,951 "

3 当社の株券等の大規模買付行為等への対応等に係る費用を、アドバイザリー費用として特別損失に計上しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	2,124,649千円	2,462,474千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	"	<i>II</i>
- 現金及び現金同等物	2,124,649千円	2,462,474千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 5 月15日 取締役会	普通株式	154,421	80.00	2024年 3 月31日	2024年 6 月25日	利益剰余金

2.基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 5 月15日 取締役会	普通株式	154,412	80.00	2025年3月31日	2025年 6 月24日	利益剰余金

2.基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

		報告セグメント				中間連結 損益計算書
	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計	調整額 (注) 1	計上額 (注) 2
営業収益						
顧客との契約から生じる収益	2,221,263	502,012		2,723,275		2,723,275
その他の収益			57,374	57,374		57,374
外部顧客への営業収益	2,221,263	502,012	57,374	2,780,650		2,780,650
セグメント間の内部営業 収益又は振替高						
計	2,221,263	502,012	57,374	2,780,650		2,780,650
セグメント利益	638,183	53,617	10,084	701,886	255,976	445,909

- (注) 1 セグメント利益の調整額 255,976千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、提出会社の一般管理費であります。
 - 2 セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

報告セグメント				調整額	中間連結 損益計算書	
	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計	(注) 1	計上額 (注) 2
営業収益						
顧客との契約から生じる収益	1,922,923	489,808		2,412,732		2,412,732
その他の収益			61,104	61,104		61,104
外部顧客への営業収益	1,922,923	489,808	61,104	2,473,836		2,473,836
セグメント間の内部営業 収益又は振替高						
計	1,922,923	489,808	61,104	2,473,836		2,473,836
セグメント利益	215,704	59,217	20,157	295,080	240,551	54,528

- (注) 1 セグメント利益の調整額 240,551千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、提出会社の一般管理費であります。
 - 2 セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	190円33銭	1円56銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	367,380	3,018
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	367,380	3,018
普通株式の期中平均株式数(株)	1,930,227	1,930,140

⁽注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

2025年5月15日開催の取締役会において、2025年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

1.配当金の総額 154,412千円

2.1株当たりの金額 80円00銭

3. 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2025年6月24日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月6日

玉井商船株式会社 取締役会 御中

> O A G 監査法人 東京都千代田区

> > 指定社員 公認会計士 髙 橋 大 樹 業務執行社員

指定社員 公認会計士 富 森 芳 信業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている玉井商船株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結貸借対照表、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、玉井商船株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー 手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当

と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査 人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人 の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。